

議員提出議案第 1 号

大府市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

大府市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 17 日提出

提出者	大府市議会議員	木	下	久	子
賛成者	大府市議会議員	小	山	昌	子
	同		同	野	北 孝 治
	同		同	加	茂 康 治

大府市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大府市議会の議員の定数を定める条例（平成14年大府市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第 1 項の規定に基づき、大府市議会の議員の定数は、 <u>18人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第 1 項の規定に基づき、大府市議会の議員の定数は、 <u>19人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。